

# 北海道道州制特別区域計画の更新について

平成 27 年 12 月  
北 海 道

## 1 特区計画の更新について

道では、平成 19 年以降、「道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律」（いわゆる道州制特区推進法）に基づき、地域のことは地域で決めることのできる分権型社会の構築を目指して、北海道道州制特別区域計画を策定し、国から道への事務・事業の移譲等を推進しています。

現計画の計画期間が平成 28 年 3 月末で満了することから、この度、計画の更新素案を作成しましたので、皆様のご意見を募集します。

### ※ 道州制特区制度とは

北海道又はこれに準ずる広域団体を特定広域団体と位置付け、特定広域団体からの提案を踏まえ、国からの事務・事業の移譲を進めていく仕組み（現在特定広域団体に指定されているのは道のみ）。

## 2 主な変更点

今回の更新素案における主な変更点は次のとおりです。

区 分	内 容
①計画期間	「H19～H27」を「H19～H32」に延長（5年間の延長）
②移譲事務の変更	道州制特区の特例として国から道に移譲された事務が、第4次地方分権一括法により全ての都道府県に移譲されたことによる変更（法改正に伴う変更） <ul style="list-style-type: none"><li>・「調理師養成施設の指定」に関する事務の削除</li><li>・「国又は独立行政法人が開設する医療機関に係る公費負担医療等を行う指定医療機関等の指定」における児童福祉法及び母子保健法に関する事務の削除</li><li>・「商工会議所に対する監督の一部」に関する事務の一部削除</li></ul>
③その他	事業の終了による記述の見直し（「直轄通常砂防事業の一部」（H22～H27）、「二級河川に係る直轄事業」（H22～H27））

## 3 今後の予定

今後、道民の皆様や市町村からいただいたご意見、国が作成する道州制特別区域基本方針などを踏まえ、道議会の議決を経て決定します。